

通事一員 鄭憲 人伴十七名

存留在船使者二員 越都 馬勃度

存留在船通事一員 蔡朝器 人伴六名¹

管船火長・直庫二名 陳繼章 馬伍刺

梢水共に一百二十四名

嘉靖二十六年（一五四七）三月初七日

右の執照は存留在船通事蔡朝器等に付し、此れに准ぜしむ

進貢謝恩等の
事の為にす 執照

注（1）六名 対応する符文（二五二六）には七名とある。

1-30-07

国王尚清の、赴京の官員の接回のため使者馬普度等を遣わす

執照（一五四八、一、二八）

琉球国中山王尚清、朝京の官員を接回する事の為にす。

本国は、嘉靖二十六年（一五四七）に貢期に適當すれば、特に正議大夫陳賦・長史蔡廷会等を差^{つか}わし、義字等号海船二隻に坐駕して礼儀を装載し、進貢し謝恩せしむ。福建布政使司の多余¹の船なるを將て稍々先んじて義字号船をして乗載して回国せしむるを

蒙る。所有の差去せる正議大夫陳賦・使者馬讀古・通事梁炫は人伴元寿眉等を帯同し、表箋を齎捧して京に赴けば、船無くして以て回国し難し。今、黄字五十六号半印勘合執照を給して、特に通事陳繼成等を差わし、夷梢を率領して本国の小船一隻に坐駕し、前来して陳賦等を迎接し回国せしむ。如し経過の関津把隘^{とこぼ}の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実^{とこぼ}に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

使者一員 馬普度

通事一員 陳繼成 共に人伴四名

管船火長・直庫二名 梁明 他魯

梢水共に九十六名

嘉靖二十七年（一五四八）正月二十八日

右の執照は通事陳繼成等に付し、此れに准ぜしむ

朝京の官員を
接回する事の為にす 執照

注（1）多余 余分の。